

記入日：令和 年 月 日

入学料免除・徴収猶予事前申請願

※「入学料免除、入学料徴収猶予」を申請される方は、入進学手続時にこの書類を提出してください。

フリガナ 氏名：	生年月日	年 月 日生
(入学予定学部)	学部	学生番号 (学部生は空欄で可)
		37

電話番号（携帯可）：

入学料免除等申請区分（該当するものにチェックを入れてください。）

高等学校等在籍時に日本学生支援機構給付奨学金「**予約採用**」の申請を行い採用候補者となった者（貸与奨学金第Ⅰ種、第Ⅱ種とは異なります。）

※採用候補者決定通知書に記載されている区分をすべて○で囲んでください。

(第Ⅰ区分 ・ 第Ⅱ区分 ・ 第Ⅲ区分 ・ 第Ⅳ区分 ・ 多子世帯)

本学入学後に日本学生支援機構給付奨学金「**在学採用**」の申請を行う者

入学前1年以内において、出願者の学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という）が死亡、又は、出願者もしくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納入が著しく困難であると認められる者（**京都大学独自制度**）

入学料免除申請は行わず、入学料徴収猶予のみ申請する（**京都大学独自制度**）

(注) 免除申請のみ行った場合でも、入学料の納付は8月上旬まで猶予されます。

徴収猶予が許可された場合、入学料の納付は8月下旬まで猶予されます。

以上のとおり相違ありません。

私は、免除が許可されなかった場合は入学料の全額を、減免が許可された場合は入学料の減免後の金額を所定の期間内に納めることを誓約します。本申請願を提出することにより、入学手続が完了し債務が発生することを理解します。

本人署名

注 意 事 項

- この手続により、入学料の納付が審査結果後の期限まで保留されます。
- 入学料免除、入学料徴収猶予の申請を行う場合は入学料を納入しないでください。
- 申請後、入学料免除・入学料徴収猶予申請の辞退はできません。入学後に必要な手続きを、必ず行ってください。
- 過去に別の大学で修学支援新制度による入学料減免を受けたことがある場合、本学において修学支援新制度による入学料減免を申請することはできません。
- 制度の詳細につきましては、【別紙】をご確認ください。